

○東京藝術大学美術学部運営委員会内規

〔平成5年5月13日
制 定〕

改正	平成7年4月1日	平成11年4月1日
	平成12年4月13日	平成16年4月15日
	平成18年2月28日	平成20年3月27日
	平成23年2月3日	平成25年10月24日
	平成26年4月17日	平成27年3月26日
	平成28年3月12日	平成31年3月12日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学美術学部教授会規則第7条に基づき、美術学部運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 美術学部（大学院美術研究科を含む。以下同じ。）の運営及び将来計画に関すること。
- (2) 予算配分事項及び概算要求事項に関すること。
- (3) 取手校地の運営に関すること。
- (4) その他美術学部の運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 教育研究評議員
- (4) 学部長特命
- (5) 教務委員会委員長
- (6) 国際交流委員会委員長
- (7) 学生生活委員会委員長
- (8) 施設環境・安全衛生委員会委員長
- (9) 取手校地美術学部協議会委員長
- (10) 日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、芸術学、美術教育、先端芸術表現、グローバルアートプラクティス、文化財保存学及び大学美術館の区分から選出された教授 各1人

(委員の任期)

第4条 前条第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、議長の職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 可決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美術学部事務部において処理する。

附 則

この内規は、平成5年5月13日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年4月13日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成16年4月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年3月27日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成26年4月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。